

いじめ事件における 弁護活動の必須知識と解説がここに

いじめ事件の 弁護士実務

—弁護活動で外せないポイントと留意点—

<第2版>

高島 悄 著

[体裁] A5判 / 252頁

[定価] 3,960円 (本体:3,600円+税10%)

本書の特長

Features 01

いじめ事件について、被害者・加害者
それぞれの依頼を多く扱う著者が、
これまでの経験をもとに丁寧に解説！
いじめ事件の弁護活動に特化した書！



Features 02

いじめ関連の基礎知識はもちろん、
受任の仕方や留意点まで理解できる！

Features 03

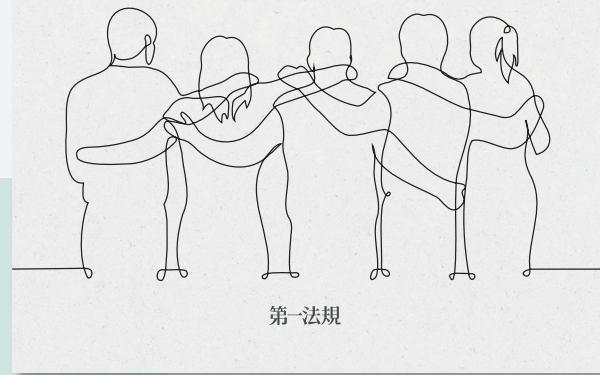
インターネットや
SNS上でのいじめ等、
近年の問題に関しても言及した
弁護士必携の第2版！



いじめ事件の 弁護士実務

弁護活動で外せないポイントと留意点

高島 悄 著



第一法規

1. いじめとは何か

(1) 総論

いじめ案件を扱うに当たり、まず、いじめとは何かを理解する必要がある。

いじめの定義は過去何度か変遷を重ねた結果、いじめ防止対策推進法（以下、必要がない限りは「法」と表記する）において初めて法律上の定義を有するに至っており、現在の実務においても、かかる定義を前提として議論が進んでいる。また、いじめ防止対策推進法は、附則2条1項において「いじめの防止等のための対策」については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。」と規定する。

この定義は、この定義を重視して法的措置の検討を進めた場合、いじめの被害者とされる児童生徒への保護が偏重してしまって、ケース次第では結論のバランスに首をかしげることも否定できない。とりわけ、法施行後もない時期より、いじめの調査報告においては、学校における負担が非常に大きく、その負担の大きさから生じるであろう現場の疲弊感や通常授業への悪影響は多数指摘されてきた。そのため、最近ではかかる疲弊を感じすべく、いじめ防止対策推進法の理念を軽視して調査報告をおろそかにする学校、さらには自治体の動きも散見されているところである。

このような観点からいじめの定義について理解し、法の範囲内で対応できる射程を理解することは、いじめ案件を既に取り扱っている弁護士はもちろん、これから取り扱うことを検討している弁護士にとっても非常に重要なことである。そこで、いじめの定義に関する変遷にも触れつつ、定義を定めた法2条の理解についてこれから言及していきたい。

(2) いじめの定義に関する変遷

いじめの定義について、冒頭でも述べたとおり当初より法律の定めがあったわけではなく、まずは文部科学省が学校に対し毎年実施している「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」がそれを定めていた（なお、平成28年度以降は「児童生徒の問題行動 不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」（下線部は筆者）というタイトルに改められている）。

すなわち、児童生徒の問題行動等については毎年調査が実施されており、昭和60年には、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの実態等」、いじめの実態等について調査する事務が新たに追加され、いじめの実態等について



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560

<https://www.daiichihioki.co.jp>

Tel. 0120-203-694

Fax. 0120-302-640

目次（抜粋）

第1 はじめに

1. いじめとは何か

- (1) 総論
- (2) いじめの定義に関する変遷
- (3) いじめの定義
- (4) 小括

2. いじめの現状

—認知件数や被害類型など

- (1) いじめの認知件数など
- (2) いじめの被害類型

3. いじめ案件を取り扱ううえで 知るべきこと

- (1) 学校に関する諸規定
- (2) 法と条例
- (3) 校長・教員
- (4) 指定校変更及び区域外就学

4. いじめ案件を取り扱ううえで 心がけるべきこと

- (1) いじめ案件を業務として取り扱ううえでの特殊性
- (2) 新件の受任方法
- (3) 委任契約における留意点

第2 被害者側における弁護活動

1. いじめ防止対策推進法に 基づく弁護活動

- (1) 相談の問合せ
～面談時に確認すべき事項～
- (2) 法23条に基づく措置
- (3) 法28条における重大事態
- (4) いじめに関する調査
- (5) 第三者委員会～調査報告書～再調査

2. 損害賠償請求

- (1) 加害児童等への法的措置
- (2) 学校への法的措置

3. その他の法的措置

- (1) 懲戒処分の促し
- (2) 教育を受ける権利の実現
- (3) 刑事告訴
- (4) マスメディア対応

第3 加害者側における弁護活動

1. 損害賠償請求

- (1) はじめに
- (2) 相談時の対応及び示談交渉
- (3) 訴訟での弁護活動（総論）
- (4) 訴訟における主なポイント
- (5) その他

2. 退学処分及び 自主退学勧告をめぐる弁護活動

- (1) はじめに
- (2) 退学処分の法的性質
- (3) 下級審判例の傾向
- (4) 自主退学勧告の法的規律
- (5) 相談時の対応及び示談交渉
- (6) 退学処分後における弁護活動
- (7) 訴訟におけるポイント
- (8) その他

第4 その他 いじめ防止対策推進法では取り扱えない「いじめ」

1. 教員による体罰

- (1) はじめに
- (2) 教員による体罰
- (3) 主な弁護活動
- (4) 部活でのハラスメント

2. スクールセクハラ

- (1) スクールセクハラとは
- (2) 主な弁護活動
- (3) その他

3. 大学等におけるいじめ

- (1) 総論
- (2) 弁護活動上の留意点
- (3) 発達特性が関連するいじめ

お申し込みはコチラ

＜クレジットカードでもお支払いいただけます＞



第一法規ストア

検索

CLICK!

キリトリ線

申込書（第一法規刊）

書名	価格	部数
いじめ事件の弁護士実務 —弁護活動で外せないポイントと留意点— <第2版>	[047951] 定価 3,960円(本体 3,600円+税10%)	部

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスをいたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。

*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

(いずれかを✓で選択ください。) 代金引換により支払います。 現品到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について 一回あたりのご購入金額 (商品の税込価格+送料) の合計が	1万円以下の場合、330円(税込) 3万円以下の場合、440円(税込) 10万円以下の場合、660円(税込)	※送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用いただけません。
--	--	---

年 月 日

元 一
ご住所

事務所名

フリガナ
ご氏名

TEL

E-mail

□公用
□私用

お客様よりお預かりした個人情報は、商品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会・修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム (<https://www.daiichi-hoki.co.jp/support/contact/contact.php>) かフリーダイヤル ☎TEL.0120-203-696 ☎FAX.0120-202-974

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先
〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
□ FAX.0120-302-640

書店印

1. いじめ防止対策推進法に 基づく弁護活動

(1) 相談の問合せ～面談時に確認すべき事項～

いじめ案件の問合せを受けた場合、まずは依頼者である児童等又はその親権者から事実関係を聞き取ることとなる。これは、被害児童等であっても加害児童等であっても変わらないが、既に述べてきたとおり、被害児童等の場合は精神的疾患を患っている、いじめによる被害から他者への不信感を強く抱いているケースが少なくない。そのため、初回の面談時において被害児童等から聞き取ることが難しい場合には、保護者を通じて事実関係を聞き取らざるを得ない、かかる聞き取りをもって受任の可否や弁護方針を判断することが通常は可能である。

そのうえで、面談時に確認すべき事項としては、大きく分けて、①いじめに関する事実関係、②児童等の現在の状況、③依頼者が希望する法的目標を挙げることができます。まず、いじめに関する事実関係を聞き取るに当たって、学校によるいじめ調査と大きく異なるのは、被害申告にかかる児童等の供述が正しいとの前提に基づいてまずは聞き取りを行うことである。この点、学校はいじめに関する事実関係を第三者の立場から調査し、双方の言い分を踏まえつつ客観的な証拠とともに照らし合わせたうえで、より真相に近づけるよう聞き取りを行う必要がある。そして、児童等も、意識的か無意識的かはともかく、学校に対し少しでもよい印象を持ってもらうべく、事実関係を修飾したり被害状況を過度に強調したりして有利な判断を得ようとしている場合もある。そのため、学校としては、児童等が嘘をついている可能性を常に考慮しつゝ、嘘の回答を誘導しないよう慎重に聞き取りを実施しなければならない。

2. 退学処分及び自主退学勧告を めぐる弁護活動

(1) はじめに

加害児童等は、いじめへの関与を理由として、学校から退学処分や自主退学勧告を受けることがある。

その場合に、いじめに関する事実認定の存在、具体的にはいじめの行為態様やいじめグループにおける役割（主犯格かどうかなど）、いじめ行為と被害生徒等が主張している被害との関連性が問題になるはもちろん、仮に事実面では大きな争いがない場合でも、退学処分は重すぎるとしてその評価を争うケースは少なくない。また、自主退学勧告を受けて学校を自主退学した場合には、かかる勧告に強制力が存在したかどうか、いなれば退学処分と同様の事情が存在するかどうかによって、その違法性の判断基準も異なってくる。さらに、既に退学処分を受けた場合にどうやって教育を受ける権利を確保するか、すなわち在学地位確保の仮処分又是退学処分の執行停止といった手段も、ケース次第では検討しなければならない。

このように、退学処分又は自主退学勧告をめぐる紛争は、いじめ案件に限らず学校案件を扱ううえで避けられないところである。そこで、加害児童等が退学処分を示唆され、実際に退学した場合における弁護活動を検討していく。

(2) 退学処分の法的性質

まず、退学処分の法的性質について言及する。

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童生徒及び学生に懲戒を加えることができる。（学校